

松浦市監査委員公表第7号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月20日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置通知書

都市計画課

指摘等を受けた事項	措置状況
1.契約事務 【指摘事項】 契約締結の起案について 新年度予算で新年度の初日から開始される業務委託契約の締結起案が、旧年度でなされていたものがあった。契約の締結その他の行為は予算執行に含まれると解されており、予算の執行は、会計年度独立の原則により、年度開始前に行うことはできないことから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。	新年度の業務委託契約の締結起案が旧年度でなされていたものについては、会計年度独立の原則による事務処理の認識不足によるものです。今後は、再発防止のためチェックシートを作成し、複数の職員で確認を行うこととしました。併せて、会計年度独立の原則を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
【指導事項】 業務委託における実施伺いについて 業務委託を行う場合は、「実施伺い」が必要であるが、実施伺いのないものが見受けられた。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。	業務委託の事務処理において、実施伺いを失念していたものであり、会計事務の手引きに基づき実施伺いの処理を行いました。今後は、会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
【検討事項】 工事成績評定を省略する場合の取扱いについて 松浦市工事成績評定要綱の全部改正に伴い、評定を省略することができる工事の規定が設けられ、令和2年度から施行されている。 今回の監査対象となった請負工事について、同様の工事で評定を行っているものと省略しているものが見られたことから、評定を省略する場合には、あらかじめその旨(当該要綱別表の()に該当する工事であるため工事成績評定を省略する等)を起工の段階(起工伺)で明記し、評定を行わない工事であることを示しておく必要があると考えられるので、取扱いについて検討いただきたい。	水道メーター取替工事の工事成績評定において、集中検針盤の取替えを伴わない水道メーターのみの取替工事について、松浦市工事成績評定要綱第2条ただし書きの規定に基づき工事成績評定を省略しておりましたが、事務処理において評定の省略を示す認識が不足していました。今後は、起工伺に評定を行わない工事である旨を明記することとし、再発防止のため、契約等の事務処理チェックシートへの追加等を検討し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたします。
2.財産管理事務 【指摘事項】 ア 行政財産目的外使用許可申請の決裁において、会計課長の決裁を受けていなかつた。	行政財産目的外使用許可申請の事務処理において、会計課長の決裁を失念しておりました。今後は、財務規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
イ 行政財産目的外使用の使用料の算定(土地)について、時価相当額ではなく、土地評価証明書の評価額で算定したことにより、正当額より少なく徴収しているものがあつた。松浦市行政財産使用料条例第3条別表の規定により適正に処理されたい。	行政財産目的外使用料の算定について、松浦市行政財産使用料条例第3条別表の規定によらず、過少徴収していたものです。今後は、全庁統一的な基準に準じて、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。

【指導事項】	
ア 都市施設(雨水幹線)占用許可申請において、提出された申請書について、申請日、申請の内容等が記入されていないものなど書類上不備のあるものが見られた。	都市施設(雨水幹線)占用許可申請書の申請内容等の記入漏れについては、申請書提出時の確認不足によるものです。今後は、再発防止のため記載例等を作成し、複数の職員で確認を行うこととしました。
イ 都市施設(雨水幹線)占用許可申請において、許可期間を1年～5年としているが、期間を定める根拠を記載することなく決裁を受けていた。根拠を示されたい。	都市施設(雨水幹線)占用許可申請における許可期間の根拠については、松浦市道路占用徴収条例第2条の別表に準用して占用料を徴収していることから、道路法施行令第9条の規定を準用して許可期間を定めておりました。また、起案用紙に期間を定める根拠を記載する認識が不足しておりました。今後は、起案用紙に許可期間の根拠規定等を記載するよう周知徹底いたしました。
ウ 都市施設(雨水幹線)占用料及び行政財産使用料の減免について、減免申請書が提出されていないものがあった。	都市施設(雨水幹線)占用料及び行政財産使用料の減免については、申請書の占用及び使用目的が減免に値するものと判断されたため、松浦市雨水幹線条例第10条第2項及び松浦市行政財産使用料条例第5条の規定に基づき減免しており、減免申請書が必要であるという認識が不足しておりました。今後の対応として、申請受付時に各規定に基づき減免できると判断された場合は、申請者へ減免申請書の提出依頼を行うよう周知徹底いたしました。
エ 都市施設(雨水幹線)占用許可申請において、占用料を免除としているもので、起案用紙に免除の根拠規定の記載はあるが、免除の判断理由等が示されていないものがあった。	都市施設(雨水幹線)占用許可申請における占用料免除の判断理由等の記載については、根拠規定に免除ができる要件が示されていることから、起案用紙に判断理由等を記載する認識が不足しておりました。今後は、免除の判断理由を明確に記載するよう周知徹底いたしました。
オ 行政財産目的外使用許可申請において、提出された申請書について、申請者の押印がない等、書類上不備があるものがあった。	行政財産目的外使用許可申請において、災害時等の緊急的な避難により印鑑を所有していない場合に印鑑の省略を認めています。今後は、申請書類上の不備がないように、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
カ 行政財産目的外使用許可の使用料について、起案用紙に使用料の計算式等は記載されているものの、算定の根拠規定やその規定を準用した理由等が示されていないものがあった。	行政財産目的外使用許可の使用料において、起案用紙に使用料の算定規定等を示す必要があるという認識が不足しておりました。今後は、算定の根拠規定等を記載するよう周知徹底いたしました。
キ 公営住宅の目的外使用の使用料減免について、減免申請書が提出されていなかった。	公営住宅の目的外使用の使用料減免において、使用許可申請書の使用目的が減免に値するものと判断されたため、松浦市行政財産使用料条例第5条の規定(市長が特に必要と認めたとき)に基づき市長決裁を受け処理しており、減免申請書が必要であるという認識が不足しておりました。今後は、申請受付時に各規定に基づき減免できると判断された場合は、申請者へ減免申請書の提出依頼を行うよう周知徹底いたしました。
ク 公営住宅の目的外使用料について、松浦市行政財産使用料条例第3条では「使用料は別表の規定により算出した額とする。ただし、これにより難い場合は市長が別に定める」と規定されているが、別表の規定により算出した額以外で徴収しているものにおいて、市長決裁を受けず、課長専決で処理されているものがあった。	公営住宅の目的外使用料において、松浦市行政財産使用料条例第3条に規定する市長決裁を失念しておりました。課長専決で処理しているものを含め松浦市行政財産使用料条例別表の規定により算出した額以外で徴収しているものについては、令和2年11月13日に市長決裁を受けました。

<p>ケ 公営住宅の目的外使用の申請許可において、松浦市公営住宅条例施行規則様式第33号から様式第35号(第49条関係)を使用して申請・許可の処理を行っているものがあったが、この様式は松浦市公営住宅条例第65条に規定する「敷地の目的外使用」について申請・許可を行う際に使用する様式であるため、規定の目的以外に使用しないように注意されたい。また、「敷地の目的外使用」の更新申請について、任意様式にて申請している団体があつたため、規則で定める様式により申請するよう申請者あて指導されたい。</p>	<p>公営住宅の目的外使用の申請許可において、敷地以外の目的外使用の申請・許可についても、松浦市公営住宅条例施行規則に対応した様式が無かつたため「敷地の目的外使用」の様式を準用しておりました。今後は、申請・許可の様式を松浦市財務規則第109条の行政財産の目的外使用許可の手続きにおいて使用している松浦市共通の様式で行うようにしました。このうえで、更新申請を行う団体には、所定の様式により申請するよう通知します。</p>
<p>【検討事項】</p> <p>ア 松浦市公営住宅条例第65条に定める「敷地の目的外使用」について、同条例施行規則第49条にて目的外使用の申請及び許可について定めてあるが、使用料及び許可期間等についての規定がなく、不十分である。また、使用許可書に記載されている適用条項にも一部不適当と思われるものが見られたことから、関係例規の見直しを検討されたい。</p> <p>イ 「敷地の目的外使用」の新規申請において、「使用料が免除であることから更新申請を省略し、継続して使用を許可する」としているものがあった。当該案件については、公営住宅条例第2条の2第2号の基準に該当するものであることから、敷地の目的外使用にはあたらぬものと思われる。使用許可にあたっては条件等を付したうえで別途決裁により、処理されたい。</p>	<p>松浦市公営住宅条例第65条に定める「敷地の目的外使用」において、申請・許可の様式及び手続きについては、松浦市財務規則第109条(行政財産の目的外使用許可の手続)の規定により行うように松浦市公営住宅条例施行規則の改正を検討します。</p>
<p>ウ 松浦市公営住宅条例並びに松浦市定住促進住宅条例に規定された入居資格がないものの公営住宅の入居許可について、根拠規定が明確でないものが見受けられたため、適正に処理されたい。</p>	<p>当該案件においては、県や他市の処理状況を確認し、適正な処理を行うよう周知徹底いたします。</p>
<p>3.庶務・文書管理事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 決裁済みの文書に決裁日付を記入していないものがあった。松浦市文書管理規程第24条の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>公営住宅及び定住促進住宅における目的外使用の申請・許可において、敷地以外の目的外使用の申請・許可についても、松浦市公営住宅条例第65条に定める「敷地の目的外使用」を準用しておりました。今後は、申請・許可の様式及び手続きを松浦市財務規則第109条(行政財産の目的外使用許可の手続)の規定により行うように松浦市公営住宅条例施行規則の改正を検討します。</p>
<p>【指導事項】</p> <p>ア 松浦市被服貸与簿において、期間満了の処理がなされていないものがあった。</p>	<p>決裁済みの文書において、決裁日付の記入を失念しておりましたので、決裁日付が漏れていた文書について日付を記載しました。今後は、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>イ 文書件名簿において、継続文章で同一番号を使用せず新たに付番している。松浦市文章管理規程第34条第8号に基づき処理されたい。</p> <p>ウ 備品において、保管簿がないものがあつた。</p>	<p>被服貸与簿に返納支給日及び理由を追記いたしました。併せて、松浦市職員被服貸与規程を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>文書件名簿における継続文書の取り扱いについて、松浦市文書管理規程第34項第8号の認識が不足しておりました。今後は、規程に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>備品において、財産会計システムで備品管理されているが備品管理簿がないものがありましたので整備を行いました。今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>

<p>4.その他</p> <p>屋外広告物許可について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 平成31年3月31日で許可期限が切れている広告物において、令和2年4月30日に更新申請があり、平成31年4月1日に遡って許可しているものがあった。このことは、松浦市屋外広告物条例第5条に反する行為であり、松浦市屋外広告物条例第32条第1項の罰則規定に該当するものと思われる。</p>	<p>許可期限が切れている広告物を遡って許可していることについては、長崎県が定める屋外広告物事務の手引きに「許可期間満了日から1年以内の申請であれば受理し、更新許可として取り扱うことができるものとする。1年を超えた場合は、新規申請扱いとする。」とあることから、許可期間が途切れないように許可しており、罰則規定に該当しないと判断しております。しかしながら、松浦市屋外広告物条例施行規則第6条に更新の許可期間について明記されていることから、今後は案内文書を発送する際に期限厳守の徹底を促すとともに、新たに内規等を整備して対応することを計画しております。</p>
<p>イ 屋外広告物許可期間の更新について、松浦市屋外広告物条例施行規則第6条で、「許可の期間が3月以上3年以内のものにあたってはその期間の期間の満了の日の1ヶ月前までに、その他のものにあたっては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない」とされているにもかかわらず、期限までに提出させていないもののが多數あった。</p> <p>ウ 広告物の追加で手数料を追加徴収したもののがあったが、変更届を提出させていなかった。</p>	<p>屋外広告物許可期間の更新については、許可期間満了日の2月前に案内文書を送付していますが、松浦市屋外広告物条例施行規則第6条の規定が徹底されていない状況にありました。今後は、案内文書を発送する際に期限厳守の徹底を促すとともに、新たに内規等を定めることといたしました。</p>
<p>エ 提出された許可申請書が、松浦市屋外広告物条例施行規則に定める様式ではないにもかかわらず受理し処理していた。</p>	<p>広告物の追加による変更届の提出については、松浦市屋外広告物条例施行規則の認識不足により、変更届の提出依頼を行っておりませんでした。今後は、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>【指導事項】</p> <p>ア 提出された申請書および点検報告書において、申請日の記載漏れ等、書類上不備のあるものが多數あった。</p>	<p>提出書類の確認が不足しておりました。今後は、再発防止のためチェックシートを作成し、複数の職員で確認を行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>イ 許可申請書及び点検報告書の管理者欄に代表印の押印がない。</p>	<p>提出書類の確認が不足しておりました。今後は、再発防止のためチェックシートを作成し、複数の職員で確認を行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>公営住宅管理台帳について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>管理台帳には主に入居者の住宅借用請書及びその関係書類等が保管されているが、一部において誓約書や収入証明書が添付されていないものや、日付や申請書の記載事項等が空欄となっているものなどが散見されたため、書類等の不備がないように対応されたい。また、駐車場使用請書について、管理台帳に保管されているものと管理台帳とは別のファイルに保管されているものがあった。書類の保管等については統一化を図られたい。</p>	<p>管理台帳で保管している住宅借用請書等の関係書類においては、平成29年度までは担当者のみで提出書類の確認・保管をしておりましたが、平成30年度からは提出書類を供覧し係全員でチェックするようにしております。駐車場使用請書においては書類の保管等を管理台帳に統一しました。</p>